

年金あれこれ 安心して学生生活を送るために

【学生納付特例制度】

平成22年度に学生納付特例制度の承認を受けたかたで、引き続き平成23年度も同じ学校に在学されるかたにつきましては、日本年金機構から送付される学生納付特例申請書（ハガキ）に必要事項をご記入のうえ、返送することにより平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）についても学生納付特例申請を行うことができます（学生証の写しなどを添付する必要はありません）。

ただし、在学中に20歳に到達し学生納付特例を希望されるかた、在学される学校に変更のあるかたなど、学生納付特例申請書（ハガキ）が送られていないかたは、窓口での申請が必要となりますので、手続きを行ってください。

学生には、学生本人の前年の所得が118万円（給与収入で約194万円）以下の場合、保険料の納付が卒業まで猶予されます。

しかし、以下の点に注意が必要です！

この期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。

10年以内に追納すると、通常に納付したのと同じこととなります。

障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

毎年度申請が必要です。（一部不要）

保険料を納めるのが経済的にキビしい30歳未満のかたへ

【若年者納付猶予制度】

30歳未満の第1号被保険者のかたには、本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請をし、承認されると保険料の納付が猶予される制度があります。

しかし、以下の点に注意が必要です！

この期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。

10年以内に追納すると、通常に納付したのと同じこととなります。

障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

申請が必要です。

保険料納付を忘れずに……納めて安心国民年金

これからの家庭教育

～「あいさつ」のもたらすパワー～



おはよう！ こんにちは！ こんにちは！ 日常生活の中で当たり前のようにするあいさつです。特に意識をせずに毎日自然としているものですが、あいさつは誰にでもできるけど、意外と難しいものなのです。

○あいさつは相手の心の扉を開くカギ

“心のドアノブは内側にしかついていない”と言います。他人がいくら開けようとしても開かないものです。しかし、相手に対して信頼・信用が生まれると開こうとする、それが心の扉です。そして、その扉を開くカギとなる第一歩それがあいさつです。

○言われて返すのは簡単、自分から言うことが大事

他人からあいさつをされて返すのは簡単ですが、自分からのあいさつは“勇気”が必要です。お互いに、自分からあいさつをするという気持ちを持ちましょう。

○せっかくなるなら、気分良く挨拶をしよう

笑顔であいさつをされると、無表情であいさつをされるよりずっといい雰囲気が出ます。笑顔は雰囲気を変える力を持っています。

みなさんも明るいあいさつで気持ちのいい一日を過ごしましょう！